

代決報告第6号
平成26年2月7日提出

広島市立中央図書館条例の一部改正議案に対する意見の申出について

下記の広島市立中央図書館条例の一部改正議案について、平成26年1月27日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

1 件名

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例

2 改正の要旨

中央図書館において図書館資料に係るカラー複写による写しの交付を行うため、その手数料を用紙1枚につき20円（用紙の両面を用いるときは、40円）と定めようとするものである。

3 施行期日

平成26年4月1日

《根拠法令》

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

第 号議案

平成 26 年 2 月 日 提出

広島市立中央図書館条例の一部改正について

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市立中央図書館条例の一部を改正する条例

広島市立中央図書館条例（昭和 49 年広島市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「の複写」を「を複写したもの」に、「用紙 1 枚につき 10 円（用紙の両面を用いるときは、20 円）」を「別表に定める額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

区 分	単 位	手 数 料 の 額
カラー複写による写しの交付	用紙 1 枚につき	20 円（用紙の両面を用いるときは、40 円）
その他の写しの交付	用紙 1 枚につき	10 円（用紙の両面を用いるときは、20 円）

備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新旧対照表（広島市立中央図書館条例）

現 行	改 正 案									
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (現行に同じ。)									
(手数料) 第5条 図書館資料の複写 の交付を受けようとする者は、その申請の際、用紙1枚につき10円(用紙の両面を用いるときは、20円)の手数料を納付しなければならない。	(手数料) 第5条 図書館資料を複写したものの交付を受けようとする者は、その申請の際、別表に定める額 の手数料を納付しなければならない。									
2・3 (略)	2・3 (現行に同じ。)									
第6条～第11条 (略)	第6条～第11条 (現行に同じ。)									
別表 (第5条関係)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー複写による写しの交付</td> <td>用紙1枚につき</td> <td>20円(用紙の両面を用いるときは、40円)</td> </tr> <tr> <td>その他の写しの交付</td> <td>用紙1枚につき</td> <td>10円(用紙の両面を用いるときは、20円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	手数料の額	カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円(用紙の両面を用いるときは、40円)	その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円(用紙の両面を用いるときは、20円)
区分	単位	手数料の額								
カラー複写による写しの交付	用紙1枚につき	20円(用紙の両面を用いるときは、40円)								
その他の写しの交付	用紙1枚につき	10円(用紙の両面を用いるときは、20円)								
備考 用紙の規格は、教育委員会規則で定める。										